

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から57年3月までの期間及び57年5月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から57年3月まで
② 昭和57年5月から58年9月まで

私は、昭和42年4月ころ、B市（当時）の国民年金専任徴収員のA氏に国民年金の加入を勧められ妻と共に加入した。昭和42年4月ころから58年9月ころまで、自宅に集金に来ていたA氏に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた記憶が鮮明にある。それにもかかわらず、申立期間が申請免除期間や未納期間となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年ころ、B市（当時）の国民年金専任徴収員であったA氏（故人）に加入を勧められ、妻と共に国民年金に加入するとともに、自宅に集金に来ていたA氏に保険料を納付していたと主張しているところ、同市においては、A氏が徴収した国民年金保険料を公金として納入せず、自己の生活費として費消していた事件が明らかになっている。これを受けて同市では、昭和56年から58年にかけて保険料を全額返済させる処理を行っているが、一方で、この処理について、「調査は可能な限り行った上、本人に確認を求めたが記憶がはっきりしない点もあり、操作したものの全部を処理できたとは断言できない。」としており、事件の全容は未だ不明である。また、同市の調査によると、A氏は遅くとも昭和43年7月には勤務実態があり、58年6月に退職するまで専任徴収員として申立人が居住していた地域を担当していたことが確認できることから、申立人が本事件に巻き込まれた可能性も否定できない状況である。

さらに、申立人の妻が所持する昭和42年2月発行の母子健康手帳には47年4月にA氏に保険料（国民年金保険料と思われる）を支払った旨の記述があ

り、申立人の主張を裏付ける上、国民年金加入の動機及び保険料の納付状況についての記憶は具体的かつ鮮明であり、不自然さはみられない。

加えて、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとの主張を踏まえると、社会保険庁の記録及びB市(当時)の国民年金被保険者名簿で申立人の妻は昭和51年4月から定額納付により保険料を納付している一方で、申立人は51年4月から57年3月までの期間、本人に全く記憶の無い申請免除期間(後に大部分を追納)となっており、夫婦の納付記録には不自然な点がみられる。

なお、申立期間のうち昭和58年7月から同年9月までの期間については、A氏の在任期間ではないものの、申立人と一緒に保険料を納付していたとする妻は保険料を納付済みであり、申立人のみ保険料を納付しなかったとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から57年3月までの期間及び57年5月から58年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から45年3月まで

昭和45年度から、いつも夫婦一緒に国民年金保険料を納めてきた。44年度以前の未納分を特例納付で一括納付できることを知り、夫婦二人分で16万円から17万円を納付した記憶がある。その後も、同じ日付、同じ場所で夫婦一緒に60歳まで納付してきたのに、自分の分だけが未納となっているのはおかしい。また、夫の特例納付は一括納付だったはずなのに、記録上分割納付となっているのもおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫も申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人及び夫の納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、昭和45年ころ、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、その後、44年度以前の保険料未納分も一括納付できることを知り、保険料を一括納付したとしているところ、事実、社会保険事務所の記録により、夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和45年12月に連番で払い出されているとともに、夫の36年4月から45年3月までの保険料は第2回特例納付実施期間中の49年12月から50年12月までの間に5回に分けて特例納付されていることが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、社会保険事務所の記録により、納付年月日が確認できる昭和45年度から49年度までの期間の保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認できる上、申立人の夫が特例納付したとしている納付総額は申立期間に係る夫婦二人分の保険料額とおおむね一致しており、納付意識の高い夫が妻の保険料のみ納付しなかったとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

申立期間当時は、納税組合があり、A集会場に地域の区長及び役場職員が来て国民年金保険料を集金しB役場へ納付することになっていた。集会場での集金は、毎月月末に行われており、妻の保険料と一緒に納付していた。申立期間当初から同じ納付方法であるのに、ある期間は納付済みであり、ある期間は未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料を完納するとともに、厚生年金保険との切替え手続も適切に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時は納税組合があり、毎月、集会場へ来た地域の区長及び役場職員に国民年金保険料を納付したとしているところ、市からは、申立人が居住する地域には国民年金保険料納入組合が存在し、昭和37年4月1日から保険料の収納を開始したとの回答があることから、申立内容には信^{びょう}憑性が認められる。

さらに、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間前後に申立人の生活状況に変化が見られないことから、納付意識の高い申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったとされているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付を地

域の区長及び納税組合に行ったとしているところ、市は申立人が居住している地域において、国民年金保険料納入組合が保険料収納を開始したのは昭和37年4月1日以降であると回答しており、当時、申立人が主張する納付方法によっては、保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立期間において、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

申立期間当時は、納税組合があり、A集会場に地域の区長及び役場職員が来て国民年金保険料を集金してB役場へ納付することになっていた。集会場での集金は、毎月月末に行われており、夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間当初から同じ納付方法であるのに、ある期間は納付済みであり、ある期間は未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料を完納するとともに、厚生年金保険との切替え手続も適切に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時は納税組合があり、毎月、集会場へ来た地域の区長及び役場職員に国民年金保険料を納付したとしているところ、市からは、申立人が居住する地域には国民年金保険料納入組合が存在し、昭和37年4月1日から保険料の収納を開始したとの回答があることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間前後に申立人の生活状況に変化が見られないことから、納付意識が高い申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったとされているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付を地

域の区長及び納税組合に行ったとしているところ、市は申立人が居住している地域において、国民年金保険料納入組合が保険料収納を開始したのは昭和37年4月1日以降であると回答しており、当時、申立人が主張する納付方法によっては、保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立期間において、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から同年9月までの期間、39年4月から同年9月までの期間及び40年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から同年9月まで
② 昭和39年4月から同年9月まで
③ 昭和40年4月から同年6月まで

申立期間①から③まで国民年金保険料が未納となっていることがわかった。当時、父親が集落の代表者に保険料を納付しており、父親から、私の分も納めていると言われた記憶があるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3回であるが、すべてを合計しても11か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付したとする父親は、国民年金加入期間中保険料を完納するなど、保険料納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日が昭和39年8月31日であることから、この時点では、申立期間①については過年度納付、申立期間②及び③については現年度納付が可能である。

さらに、申立人の父親については、氏名及び納付記録について、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳とオンライン記録に不一致が見られるなど、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

加えて、申立人の居住する集落では、国民年金委員（納付組織代表者）が国民年金保険料等を収納していたことが確認できるとともに、申立期間当時、申立人の家族の生活状況に大きな変化が認められないことから、納付意識の高い父親が過年度納付及び現年度納付が可能な申立期間について、申立人のみ保険料を納付しなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から51年3月までの期間及び56年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から51年3月まで
② 昭和56年4月から同年7月まで

私は、昭和42年4月ころ、B市（当時）の国民年金専任徴収員のA氏に国民年金の加入を勧められ夫と共に加入した。昭和42年4月ころから58年9月ころまで、自宅に集金に来ていたA氏に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた記憶が鮮明にある。それにもかかわらず、申立期間が申請免除期間や未納期間となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年ころ、B市（当時）の国民年金専任徴収員であったA氏（故人）に加入を勧められ、夫と共に国民年金に加入するとともに、自宅に集金に来ていたA氏に保険料を納付していたと主張しているところ、同市においては、A氏が徴収した国民年金保険料を公金として納入せず、自己の生活費として費消していた事件が明らかになっている。これを受けて同市では、昭和56年から58年にかけて保険料を全額返済させる処理を行っているが、一方で、この処理について、「調査は可能な限り行った上、本人に確認を求めたが記憶がはっきりしない点もあり、操作したものの全部を処理できたとは断言できない。」としており、事件の全容は未だ不明である。また、同市の調査によるとA氏は遅くとも昭和43年7月には勤務実態があり、58年6月に退職するまで専任徴収員として申立人が居住していた地域を担当していたことが確認できることから、申立人が本件事件に巻き込まれた可能性も否定できない状況である。

さらに、申立人の所持する昭和42年2月発行の母子健康手帳には47年4月

にA氏に保険料（国民年金保険料と思われる）を支払った旨の記述があり、申立人の主張を裏付ける上、国民年金加入の動機及び保険料納付の状況についての記憶は具体的かつ鮮明であり、不自然さはみられない。

加えて、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとの主張を踏まえると、社会保険庁の記録及びB市（当時）の国民年金被保険者名簿で申立人は昭和51年4月から定額納付により保険料を納付している一方で、申立人の夫は51年4月から57年3月までの期間、本人に全く記憶の無い申請免除期間（後に大部分を追納）となっており、夫婦の納付記録には不自然な点がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から51年3月までの期間及び56年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間、52 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで

私が洋服店に勤めていた昭和 51 年 1 月ころ、A 区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間①から③まで、私が区役所から送付されてきたと思う納付書で、毎月か 3 か月に 1 回、区役所か郵便局で国民年金保険料を納付したので、未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間③以降、60 歳になる半年前の平成 19 年 1 月に至るまで、国民年金加入期間は半額免除の 2 か月間を除いて保険料を納付しており、納付意識は比較的高かったものと認められる。

2 申立期間②及び③について、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 7 月 18 日に払い出されるとともに、申立期間②直前の 52 年 1 月から同年 3 月まで及び申立期間②直後の 52 年 7 月から 53 年 3 月までの保険料は過年度納付と考えられ、申立期間③直後の 53 年 10 月以降の保険料は現年度納付されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、納付意識の比較的高い申立人が、申立期間の保険料を未納のままにしておくのは不自然である。また、申立期間①のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までは過年度納付

が可能であり、納付意識の比較的高い申立人が、申立期間②及び③とともに過年度納付したとしても不自然ではない。

3 しかし、申立期間①のうち、昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、時効により保険料を納付できず、申立人に特例納付した記憶もない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間、52 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から38年3月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から38年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで

申立期間①については、父親が兄二人と一緒に私の国民年金保険料を納めていました。申立期間②については、私自身が町内の集金人に保険料を納めていました。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は8か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を完納しているとともに、申立期間当時、申立人と同居していた二人の兄は、制度発足時から国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、申立人の父親の保険料納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人に係る市保管の国民年金被保険者名簿、社会保険庁の特殊台帳、管轄社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳の納付記録に不一致な点を確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人の兄は、父親が申立人の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考えられないと証言しており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年1月の時点では、申立期間は過年度納付により保険料を納付できることから、納付意識の高い父親が申立人の保険料のみ納付しなかったとされているのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は近所に住む主婦と一緒に町内の集金人に国

民年金保険料を納付していたと申し立てしているところ、事実、申立人が記憶している集金人について、同人の妹が申立期間当時は保険料を集金していたと証言している上に、申立人が当該集金人に一緒に納付していたとする近所の主婦については、社会保険庁の記録により、申立期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人が所持する昭和46年5月1日から47年12月31日までの期間の金銭出納を記録した家計簿により、申立期間のうち46年4月から47年3月までの各期の国民年金保険料額に相当する金額を町内会費と一緒に町内集金人に納付したことが確認できることから、申立期間のうち、提出された家計簿では納付が確認できない45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料についても集金人に納付していたものと考えるのが妥当である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

申立期間当時、母が兄と私の国民年金保険料を一緒に納めてくれていた。それから何年かたって、市役所から、「昭和37年4月から38年3月までの保険料が未納ですよ」と連絡を受け、言われるままに一括で保険料を納付した。今になって考えると保険料を重複納付したと思うので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付済みである上、申立人の兄も申立期間を含めすべて納付済みである。

また、申立人及び申立人の兄の保険料を納付していたとする母親は、10年年金に加入し、保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、母親が国民年金保険料を一緒に納めてくれたとしているところ、事実、申立人が所持している国民年金手帳の検認記録から、申立期間前の昭和37年2月及び同年3月の保険料が納付されていること及び申立人の国民年金手帳記号番号払出日(38年11月18日)直後の同年12月2日に同年4月から11月までの保険料が納付されていることが確認できることから、納付意識の高い申立人の母親が、この時点で過年度納付可能な申立期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

一方、申立人に係る社会保険事務所の国民年金被保険者台帳により、申立期間の保険料は第2回の特例納付実施期間の昭和49年12月に特例納付されていることが確認でき、申立人の特例納付に関する記憶も具体的かつ鮮明で、不自

然さうかがえないことから、申立期間の保険料は重複納付であったとする申立内容に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年5月から同年12月までの船員保険料を事業主（A事業所）により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を19年1月4日から18年5月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を55円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和18年5月から同年12月までの船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年6月から同年8月2日まで
② 昭和18年5月から19年1月4日まで

申立期間①について、昭和15年6月から、BとCを結ぶ客船「D丸」にEとして乗船し、同年8月に会社にボーナスの話を聞きに行った記憶がある。同年8月から同船での船員保険加入記録があるが、入社して数日でボーナスをもらえるはずは無く、2か月くらい働いてからもらえるものと思って聞きに行った記憶があるので、同年6月から船員保険に加入していたはずである。

申立期間②については、昭和18年5月から、F船「G丸」にHとして乗船し、同年5月中旬から下旬ごろ、G丸乗船中にI島が玉砕した旨の話を聞いたことを強く記憶しているので、申立期間中もG丸に乗船しており、船員保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、社会保険庁の記録により、J丸における船員保険被保険者の資格を昭和18年4月28日に喪失した後、G丸において19年1月4日に資格を取得しているところ、両船ともG株式会社が所有する船舶であったことが確認できる。

また、申立人は、J丸下船後の当時の状況について、「下船の翌月に会社から呼び出され、陸軍に徴用されていたG丸に乗船した。乗船中にI島が玉砕した旨の話を聞いたことを強く記憶している。G丸乗船中はK諸島の各港

を回っていたため、待機期間になるような長期停泊はなかった。」などと事実経過を具体的に供述しており、G丸が昭和18年3月に陸軍に徴用され、部隊輸送後水域を忙しく往来していたとする文献の記載と符合する上、I島玉砕の史実とも時期が符合する。

さらに、G丸が申立期間において陸軍に徴用されていたとすると、当該船員の管理統制をA事業所が行っていたものと推認することができる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②においてG丸に乗船し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和19年1月の社会保険事務所の記録から55円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和18年5月から同年12月までの保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間の一部の期間において、申立ての船舶とは別の船舶に船員保険加入記録が確認できる。

また、申立期間①当時、申立ての船舶の所有者が船員保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は戦死しており、船員保険被保険者名簿も無いことから同僚調査を行うことができず、加えて、申立ての事業所の後継事業所では当時の関係書類が全く保存されていないことから、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和53年6月1日に、資格喪失日に係る記録を55年1月15日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を7万6,000円とし、申立期間②に係る標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月1日から同年12月1日まで
② 昭和54年12月11日から55年1月15日まで

有限会社Aに勤務していた期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。給料から厚生年金保険の保険料が控除されていた給料支払明細書が残っているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた有限会社Aの給料支払明細書及び雇用保険の記録並びに事業主の証言から、申立期間①及び②について申立人は有限会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、有限会社Aが厚生年金保険適用事業所となったのは昭和53年12月1日であり、申立期間①は同社が厚生年金保険適用事業所ではなかった期間である。しかし、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが事業主の証言により確認できたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと

認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から7万6,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、昭和54年12月11日の資格喪失時の社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間②について政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月17日までの期間について、脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年8月18日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月17日まで
② 昭和23年8月18日から23年11月1日まで

申立期間①については、A(株)に勤務していたが、脱退手当金を受給済みであるとの回答を受けた。受給したとされる日は復員直後であり、B市の親戚宅の仕事を手伝っていたので、社会保険事務所に行くことはないはずである。また、復員後は会社と一切連絡を取っていない。申立期間②については、C(株)に昭和23年8月18日から勤務したが、資格取得日が昭和23年11月1日となっている。同年8月18日から勤務したはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、資格取得日と喪失日が申立人と同じ同僚で脱退手当金の支給記録がある4人に照会したところ、3人は受給した記憶が無く、A(株)から説明も無かったと証言している。

また、昭和18年8月23日から19年10月1日までに被保険者資格を取得した男性で脱退手当金の受給資格者62名のうち、脱退手当金の支給記録のある者は17名と少数であり、事業主による代理請求が行われた可能性は低い。

さらに、昭和20年12月8日の支給決定日について、同年8月の空襲で市街地の約8割が焼失したとされ、申立人の実家も焼失し、復員当日からB市

の親戚宅に身を寄せていてD社会保険事務所に行くことは困難な状態であったとする申立人の主張に不自然さは認められない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②について、申立人の具体的な証言や元同僚の証言等から、申立人が申立期間にC(株)に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社の当時の同僚は、申立人の厚生年金保険の資格取得日は社会保険庁の記録どおりであり、申立期間には厚生年金保険料を控除されていないと思うと証言している上、申立人の雇用保険の記録は厚生年金保険の記録と一致している。

また、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月6日から32年3月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年11月6日に、資格喪失日に係る記録を32年3月30日とし、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から33年6月1日まで

私は、昭和31年10月ころから約1年間、A社に勤めていた。正社員だったかどうかははっきりと覚えていないが、部品を作っていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた複数の同僚の氏名を記憶しており、その同僚も申立人の在籍を証言していることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚の証言による当時の同社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚二人の同社における厚生年金保険加入期間は、それぞれ昭和31年10月1日から32年4月26日までと31年11月1日から32年4月26日までとなっており、「当該同僚二人より後に入って、先に辞めた。」との申立てと一致している。

これらを総合的に判断し、上記同僚二人より後に厚生年金保険被保険者資格を取得し、二人より先に資格を喪失した者の記録を踏まえると、申立人は、昭

和31年11月6日から32年3月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和31年10月1日から同年11月6日までの期間及び32年3月30日から33年6月1日までの期間については、勤務していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、証言も得ることができないため、当該期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和31年11月から32年2月までの標準報酬月額については、申立人が氏名を記憶し、31年10月に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険被保険者証の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考えがたいことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年11月から32年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 2 日まで
社会保険事務所から、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 2 日までの期間は、脱退手当金を受けているため年金額に算入されないと回答を得たが、受領した記憶がない。昭和 20 年 8 月 27 日に 36 円支払い済みとなっているが、19 年 6 月 2 日から 20 年 8 月（終戦）まで A 学校におり、8 月 25 日に復員し、27 日に B 市に到着していることは記憶や資料ではっきりしている。
脱退手当金を請求して受け取るまで、8 月 27 日に受け取れる状態にない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 20 年 8 月 27 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が所持する A 学校長名の証明書により、昭和 19 年 6 月 2 日に C 市にある A 学校に入校し、20 年 8 月 25 日に復員、同月 27 日に帰郷したとする申立人の主張は信用できることから、申立人が脱退手当金の裁定請求を行い、受給したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年9月まで

昭和48年4月末に夫が勤めていた会社を退職し、自分たちの会社を設立したが、厚生年金保険適用事業所にはなれず二人共、国民年金に同日加入した。夫は国民年金保険料を全期間納付しており、夫婦同時の資格取得日を得ている上、夫は間違いなく二人分を納めていると言っている。私たちは税金、健康保険料等すべて納付期間中に納付しており、延滞は一度も無く、私たち二人で手続しながら未納したとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦同日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫の国民年金手帳記号番号払出日（昭和48年7月30日）から3年7か月後の52年2月17日に払い出されていることが確認できるとともに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないなど申立内容と一致しない。

また、社会保険事務所の記録により、昭和49年10月から51年3月までの期間の申立人の保険料は52年2月17日に過年度納付されていることが確認でき、この時点で申立期間は時効により保険料が納付できない。

さらに、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の夫も、加入状況及び保険料納付状況について、古いことなので覚えていないとするなど記憶が曖昧である上、行政側の記録管理に特段の不備は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで

私は、国民年金に加入したのが遅れたため、過去の未納分の保険料を妻の保険料と一緒にさかのぼって2か月分ずつまとめて支払ってきた。地区の集金人からは、「これで最後です。未納分はすべていただきました。」と言われた。後日、調べてもらったら妻と共に未納期間があることがわかった。二人で同じように保険料を支払ってきたのに未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続が遅れたため、加入時点において未納があった保険料を遡及して2か月分ずつ納付したとしているところ、事実、社会保険事務所及び市の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年1月から6月までの間に払い出され、41年3月から46年12月までの保険料は第2回特例納付により、49年6月から50年11月までの間に18回に分割して納付されたことが確認できる。

また、昭和47年1月から49年3月までの保険料は、過年度納付あるいは追納されたことが確認できることから、申立人は、毎月納付可能な範囲で計画的に未納分の保険料を遡及して納付したことがうかがわれる。申立人は、一度に多額の保険料を納付した記憶は無いとしているとともに、申立人の納付記録は35歳到達時から始まっており、これは、将来の年金受給権を満たすために最低限必要な期間の保険料を納付するための開始時期に見合うものであり、申立期間については未納となったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、国民年金に加入したのが遅れたため、過去の未納分の保険料を夫の保険料と一緒にさかのぼって2か月分ずつまとめて支払ってきた。地区の集金人からは、「これで最後です。未納分はすべていただきました。」と言われた。後日、調べてもらったら夫と共に未納期間があることがわかった。二人で同じように保険料を支払ってきたのに未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続が遅れたため、加入時点において未納があった保険料を遡及して2か月分ずつ納付したとしているところ、事実、社会保険事務所及び市の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月から6月までの間に払い出され、42年4月から46年12月までの保険料は第2回特例納付により、49年6月から50年11月までの間に16回に分割して納付されたことが確認できる。

また、昭和47年1月から49年3月までの保険料は、過年度納付あるいは追納により納付されたことが確認できることから、申立人は、毎月納付可能な範囲で計画的に未納分の保険料を遡及して納付したことがうかがわれる。申立人は、一度に多額の保険料を納付した記憶は無いとしているとともに、申立人の納付記録は、ほぼ35歳到達時から始まっており、これは、将来の年金受給権を満たすために最低限必要な期間の保険料を納付するための開始時期に見合うものであり、申立期間については未納となったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年1月まで

昭和44年3月ころ、知人に相談して市役所で国民年金の加入手続を行ったはずである。その時に年金手帳を交付されたかは全く覚えていない。

また、申立期間は、私が納付書に保険料を添えて市役所の窓口等で納めたように思うが定かでは無く、保険料額もいくらであったか覚えていない上、保険料納付時に領収書を受け取ったように思うが、加入し納めていたと思う期間を申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の記録により、第3号被保険者として昭和61年4月ころに払い出されたことが確認でき、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、昭和44年3月ころ、市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿（昭和43年9月から55年10月までの間）の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法、保険料額については、古いことなので覚えていないと述べるなど記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 31 日から 45 年 4 月 15 日まで
昭和 43 年 8 月 26 日に A 株式会社に入社し、51 年 2 月 25 日に退職するまで継続して勤務していた。当時の給与明細書等は既に処分したが、社会保険料等が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において引き続き A 株式会社勤務し、同社敷地内の飯場に居住していたとしているところ、申立人の戸籍の附票により、別の住所地に居住していたことが確認できることから、申立人が A 株式会社勤務していたものと推認することはできない。

また、事業主は、当時の具体的な記憶は無いものの、申立人が昭和 44 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失していること、及び 45 年 4 月 15 日に被保険者資格を再度取得していることが確認できる届出書類の副本を保管していることから、申立人は自己都合で退職し、その後再就職したと思うと証言している。

さらに、申立人の雇用保険の記録と社会保険事務所の記録が一致することから、同社は適正な手続を行っていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 40 年 6 月まで

昭和 32 年から A 社に就職し勤務したが、40 年 6 月までの厚生年金保険の加入記録が無い。

長期雇用であったが、日給制で仕事が無いときは失業保険を受けていた。また、健康保険は、病気休業の際に傷病手当金を受けたので加入していた記憶がある。健康保険と厚生年金保険はセットで加入していたはずなので、厚生年金保険の加入記録を再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間のいずれかの期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所は昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のほとんどは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人と同時期に入社した同僚も、40 年 4 月までの間、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立人は、元請負会社の B 社又はその子会社の C 社において厚生年金保険に加入していた可能性もあると主張しているが、社会保険事務所保管のいずれの事業所の申立期間における被保険者名簿にも申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、A 社は既に解散しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除等の状況を確認できる資料がないなど、申立てに係る事実を確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月20日から33年3月31日まで
昭和28年9月20日から33年3月31日までA社で勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答を社会保険事務所から受けた。受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における女性被保険者のうち脱退手当金の支給記録のある4名について、脱退手当金の受給の有無及び請求手続について聴取したところ、いずれも脱退手当金を受給したことを認め、請求手続は当該事業所に代行してもらったと述べている。当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金の請求手続は申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、当該事業所が保管していた申立人の厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年6月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月2日から同年11月1日まで

昭和27年6月2日から平成4年5月31日まで、40年間継続してA社に勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険への加入は昭和27年11月1日からとなっているため5か月間の空白期間がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

人事発令記録、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間からA社B工場（現C社）に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所保管の申立期間における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い上、申立人と同時期に採用された元同僚も、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無く、申立人と同じ昭和27年11月1日に資格取得していることが確認できる。

また、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、当該事業所は合併、解散しており、継承した事業所には当時の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。